

酪農学園大学罰則に関する規程

1965年10月5日
規程1965-1号
2026年2月13日
改正規程2025-252号

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第40条に基づき、罰則に関して必要な事項を定める。

(処分の対象)

第2条 学生が学内・学外において以下の行為を行った場合は処分の対象とする。

- (1) 他人に身体的又は精神的な傷害を与える行為
 - (2) 他人のものを盗み取る行為
 - (3) 他人を脅迫する行為
 - (4) 飲酒を強要する行為
 - (5) 著しく車輛交通安全意識に欠ける行為
 - (6) 学内自主規制に反する行為
 - (7) 身分を偽る行為
 - (8) その他、学生の本分に反する行為
- 2 試験に関する不正行為については別に定める。
- 3 処分期間中にその効果が認められない場合は再度処分の対象とする。

(処理の方法)

第3条 学生支援課は、本人から事情聴取し、必要があれば関係者に事情を聞くとともに、事実確認を行い、学生担当教員と共に処分原案を作成し、教授会の議を経て、学長が処分を決定する。処分対象の学生には、処分決定までの間、直ちに謹慎生活を行わせる。

- 2 前項に定める謹慎生活とは、一定期間、日常の活動を制限することであり、その内容は処分の対象行為に応じて、必要があれば関係者の意見を聞き、学生支援課で協議の上、決定する。
- 3 試験に関する不正行為については、別に定める。

(処分の内容)

第4条 処分の対象が第2条第1項及び第3項に該当する場合は、学外における社会的制裁の有無にかかわらず教育的見地から以下の処分を行う。

- (1) 学群長譴責
 - (2) 学長譴責
 - (3) 停学
 - (4) 諭旨退学
 - (5) 退学
- 2 停学は、有期（14日以上60日未満）又は無期（60日以上）とし、その期間は在学期間に算入する。
- 3 再処分の場合は、停学、諭旨退学、退学とする。
- 4 試験に関する不正行為については、別に定める。

(公示・通知)

第5条 学生が処分を受けた場合には、当該学生の氏名及び学籍番号を除き、当該学生の所属、処分対象及び処分の期間について一定の大きさで一定の場所に掲示する方法で公表する。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響等を勘案し、異なる取扱いをすることがある。

- 2 保証人に対し処分内容を文書により通知する。
- 3 掲示期間は、処分決定の日から14日間とする。

(停学中の指導)

第6条 停学中の学生は、学生担当教員の指導に従う。原則として、当該学生は現住所に留まり、授業への出席、受験、課外活動及びアルバイトは禁止される。

(処分期間の終了)

第7条 無期停学処分の解除については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(事務所管)

第8条 罰則に関する取り扱い事務は、学生支援課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学生支援委員会で審議し、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (1965年10月5日規程1965-1号)

この規程は、1965(昭和40)年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、1969(昭和44)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1977(昭和52)年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、1985(昭和60)年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、1996(平成8)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2011(平成23)年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定は、2011(平成23)年度入学者から適用し、2010(平成22)年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する

附 則 (2017年11月2日改正規程2017-35号)

この規程は、2017(平成29)年11月2日から施行する。

附 則 (2018年10月1日改正規程2018-54号)

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

附 則 (2025年4月2日改正規程2025-203号)

この規程は、2025年4月2日から施行する。

附 則 (2026年2月13日改正規程2025-252号)

この規程は、2026年4月1日から施行する。